

告 示

埼玉県選管告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の開設主体及び名称		所 在 地
新	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんぽの家S大宮	埼玉県さいたま市北区宮原町三番 三百七十四号
旧	S O M P O ケア株式会社 アドニスプラザ大宮	